

令和元年度実施分
社会福祉法人
指導監査報告書

令和2年8月
品川区

1 社会福祉法人の指導監査とは

(1) 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された公益性の高い非営利の法人です。社会福祉事業の主たる担い手として、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって公的規制・監督を受ける一方で、税制面や補助金交付等の優遇措置があります。

(2) 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

(3) 指導監査の概要

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査は大きく分けて、

ア 社会福祉法人の運営に係る指導監査

イ 法人が運営する施設やサービスに対する指導監査(施設サービス指導 監査)の2つがあります。これらの指導監査には、以下のような違いがあります。

● 「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」の違い

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査事項
社会福祉法人指導監査	品川区	社会福祉法第56条第1項	適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保	定款、役員、理事会、予算および決算書等の法人運営に関すること
施設サービス指導監査	東京都品川区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 児童福祉法 障害者総合支援法(*)等	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定・使途、利用者への処遇・支援の状況に関すること。

(*)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」の略

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人指導監査」です。なお、上記「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」は、実施主体が異なりますが、同一年度内に双方の監査を実施する予定がある場合は効率的・効果的な監査を実施するため、日程調整し、同日で監査を実施するように努めています。

2 社会福祉法人指導監査

(1) 令和元年度 監査実施状況

主たる事務所が品川区内にある社会福祉法人の内、その行う事業が品川区の区域を

越えないものについては品川区長が所轄庁と定められています。(社会福祉法第30条第1項)。

令和元年度は、所轄する13法人の内、4法人に対して指導監査を実施しました。

対象法人数(所轄法人数)			監査実施数	文書指摘法人数
13			4	4
内訳	高齢	5	1	1
	障害	2	0	0
	保育	5	2	2
	社協	1	1	1

(2) 文書指摘事項

文書指摘事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づいて指摘を行っています。

令和元年度の文書指摘の内容は以下のとおりです。なお、複数の法人において、理事会決議の契約について適正な方法がとられていないという点や、会計の附属明細書について金額の不一致がみられる点について、文書指摘を受けています。

※「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知として発出されています。

※文書指摘事項に関しては、すべて改善報告を受けています。

■法人運営

①内部管理体制

項目	具体的事例	法人数
特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。 【ガイドラインI-2-1】	内部管理体制にかかる必要な規程について、理事会で決定されていないものがある。	1法人

②評議員・評議員会—評議員の招集・運営

項目	具体的事例	法人数
決議が適正に行われているか。 【ガイドラインI-3-(2)-2】	理事、監事の報酬等の額の決議及び理事・監事および評議員の報酬等の支給基準について、評議員会で決議されていない。	1法人
	評議員会において、定款で定める権限以外の決議がみられた。	1法人

③理事会—審議状況

項目	具体的事例	法人数
理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。 【ガイドラインⅠ-6-(1)-2】	理事会の決議を要するものについて、適正な方法がとられていない。	1 法人
法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 【ガイドラインⅠ-6-(2)-1】	理事会決議の案件に関して、議案資料の保管がされていず、意思決定の内容が確認できず、決定権限についても明確でないものがあった。	1 法人

④評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬—報酬

項目	具体的事例	法人数
理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 【ガイドラインⅠ-8-(1)-2】	理事の報酬等の額について、評議員会で決議されていない。	1 法人
監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 【ガイドラインⅠ-8-(1)-3】	監事の報酬等の額について、評議員会で決議されていない。	1 法人

■管理

①会計管理

項目	具体的事例	法人数
会計処理の基本的扱いに沿った会計処理を行っているか。 【ガイドラインⅢ-3-(1)】	寄附金の計上が適正に行われていない。 (寄附金総額について、寄附金台帳と計算書類の計上額に齟齬がある)	1 法人
寄附金について適正に計上されているか。 【留意事項 9(2)】		
注記が法令に基づき適正に作成されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-1】	注記について計算書類の金額と一致しないものがある。	1 法人
附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-2】	附属明細書について計算書類の金額と一致しないものがある。	1 法人

②情報の公表

項目	具体的事例	該当 法人数
法令に定める情報の公表を行っているか。 【ガイドラインⅢ-4-(3)-1】	定款、役員報酬等基準、役員等名簿、がインターネットで公表されていない。	1 法人

③その他

項目	具体的事例	該当 法人数
契約等が適正に行われているか。 【ガイドラインⅢ-4-(4)-4】	随意契約にあたって、競争入札に適さない合理的な理由が明確にされていない。 稟議書等の作成がされていない。	1 法人

(3) 主な口頭指摘事項 (助言を含む)

■運営関係

具体的事例および指摘根拠
<p><口頭指摘></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会・理事会の決議に特別の利害関係を有する評議員・理事がいるかを法人が確認していない。 【ガイドラインⅠ-3-(2)-2、Ⅰ-6-(1)-2】 ・ ホームページの定款及び役員等名簿について、直近のものが掲載されていない。 【ガイドラインⅠ-1-3、ガイドラインⅢ-4-(3)-1】 ・ 役員等の報酬等の支給基準において、規定すべき事項である支給の方法が規定されていない。 【ガイドラインⅠ-8-(2)-1】 ・ 監事の報酬等の支給額について規定と整合が取れていない。 【ガイドラインⅠ-8-(3)-1】 ・ 社会福祉事業の資金の繰替について、年度を超えた貸し付けができないにもかかわらず、年度内で補填がされていない。 【ガイドラインⅡ-2-1】 <p><助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人調査書の記載内容に不備が散見されたので、改善を図ること。 ・ 役員報酬等は規程に基づき勤務実態に即して支給するものであることから、本部経費からの役員へのお中元・お歳暮の送付について、中止も含め再検討すること。

■会計関係

具体的事例および指摘根拠

<口頭指摘>

- ・ 出納職員が月次の支払いをキャッシュカードで行っており、使用権限の付与、暗証番号管理のルールが明確でない。【ガイドラインⅢ-3-(2)-2】
- ・ 貸借対照表の表記に誤りがある。【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】
- ・ 退職引当金・退職給付引当金・賞与引当金が適正に計上されていない。【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】
- ・ 施設運営費積立金に対応する積み立て資産が計上されておらず、投資有価証券となっている。【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】
- ・ 経理規程上、一般競争入札に付さなければならない契約について随意契約としている。【ガイドラインⅢ-4-(4)-4】

<助言>

- ・ 理事会決議の範囲と、理事長専決分の権限移譲の範囲を明確にすることが望まれる。
- ・ 基金の使用手続きに関する基準が規定されていないまま積み立てられている基金が複数あるため、基準等の整備を検討すること。

※各社会福祉法人の監査結果につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページ内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で検索ができます。法人詳細情報の中の「現況報告書」の「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況の(2)」に公表されており、ご覧いただくことができます。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページアドレス
<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>